

2000 年第 156 號法律公告

《2000 年空氣污染管制 (汽車燃料) (修訂) (第 2 號) 規例》  
(經諮詢環境諮詢委員會後根據《空氣污染管制條例》  
(第 311 章) 第 43 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2001 年 1 月 1 日起實施。

2. 取代附表

《空氣污染管制 (汽車燃料) 規例》(第 311 章, 附屬法例) 附表 1 及 2 現予廢除, 代以——

"附表 1 [第 2 條]

汽車柴油的規格

任何汽車柴油須符合以下規格——

- (a) (按 ISO 14596 測定) 以重量計, 不得含硫多於 0.035% ;
- (b) (按 ISO 5165 測定) 十六烷值不得小於 51.0 ;
- (c) (按 IP 391 測定) 以質量計, 不得含多環芳香族碳氫化合物多於 11% ;
- (d) (按 ISO 3405 測定) 95% 餾出溫度不得高於攝氏 360 度 ; 及
- (e) (按 ISO 3675 測定) 在攝氏 15 度的情況下, 密度不得大於 0.845 公斤 / 升。

註: 在本附表中——

在 "ISO" 之後附有編號者 ("ISO 編號") 指通常以該 ISO 編號為名稱的國際標準組織的測試程序 ;

在 "IP" 之後附有編號者 ("IP 編號") 指通常以該 IP 編號為名稱的石油研究所的測試程序。

-----  
附表 2 [第 2 條]

無鉛汽油的規格

任何無鉛汽油須符合以下規格——

- (a) (按 EN 237 測定) 每升不得含鉛多於 0.005 克 ;
- (b) (按 ISO 14596 測定) 以重量計, 不得含硫多於 0.015% ;
- (c) (按 EN 25163 測定) 馬達法辛烷值不得小於 85 ;
- (d) (按 EN 25164 測定) 研究法辛烷值不得小於 95 ;
- (e) (按 EN 12177 測定) 以體積計, 不得含苯多於 1.0% ;
- (f) (按 EN 12 測定) 雷德蒸氣壓力不得大於 60.0 千帕斯卡 ;
- (g) (按 ASTM D1319 測定) 以體積計, 不得含芳香族碳氫化合物多於 42.0% ;
- (h) (按 ASTM D1319 測定) 以體積計, 不得含烯烴多於 18.0% ;
- (i) (i) 在含有甲醇的情況下, 必須加入穩定劑 ; 及  
(ii) (按 EN 1601 測定) 在任何情況下, 以體積計, 不得含甲醇多於 3% ;
- (j) (按 EN 1601 測定) 以體積計, 不得含乙醇多於 5% ;

- (k) (按 EN 1601 測定) 以體積計, 不得含異丙醇多於 10% ;
- (l) (按 EN 1601 測定) 以體積計, 不得含叔戊醇多於 7% ;
- (m) (按 EN 1601 測定) 以體積計, 不得含異丁醇多於 10% ;
- (n) (按 EN 1601 測定) 以體積計, 不得含醚 (每個分子含 5 個或多於 5 個碳原子者) 多於 15% ;
- (o) (按 EN 1601 測定) 以體積計, 不得含其他氧化物多於 10% ;
- (p) (按 EN 1601 測定) 以質量計, 不得含氧多於 2.7% ;
- (q) (按 ISO 3405 測定) 在攝氏 100 度的情況下, 以體積計, 蒸發不得少於 46.0% ; 及
- (r) (按 ISO 3405 測定) 在攝氏 150 度的情況下, 以體積計, 蒸發不得少於 75.0% 。

註：在本附表中——

在 "ASTM D" 之後附有編號者 ("ASTM 編號") 指通常以該 ASTM 編號為名稱的美國材料及試驗學會的測試程序；

在 "EN" 之後附有編號者 ("EN 編號") 指通常以該 EN 編號為名稱的歐洲標準的測試程序；

在 "ISO" 之後附有編號者 ("ISO 編號") 指通常以該 ISO 編號為名稱的國際標準組織的測試程序。"。

署理環境食物局局長

鄧國威

2000 年 5 月 16 日

註 釋

本規例廢除及取代《空氣污染管制 (汽車燃料) 規例》(第 311 章, 附屬法例) 附表 1 及 2, 藉以就汽車柴油及無鉛汽油所須符合的規格訂定更嚴格的標準。